

建設コンサルタント登録規程及び地質調査業者登録規程の一部を改正する告示案に
ついて

1. 背景

国土交通省では、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）及び地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）（以下「規程」と総称する。）に基づき、建設コンサルタント及び地質調査業の登録等の事務を行っている。

規程においては、登録等における申請書等の様式を定め、申請者の技術水準に関する情報等の記入を求めているところであるが、当該様式において記入を求める内容については、登録等の事務を適切に実施する観点から必要最小限のものとすることが適当である。

今般、登録等の事務運用の現状を踏まえ、申請者の利便性向上、手続の合理化の観点から、規程の様式について所要の改正を行うこととする。

2. 概要

- （１）規程中、様式の記入事項のうち、技術管理者及び現場管理者の生年月日、住所、最終学歴を削除する。
- （２）その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公布 令和 6 年 3 月（予定）

施行 令和 6 年 4 月 1 日